

令和 5 年度 さいたま市立土合小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校ではいじめの問題克服のために、全児童を対象としたいじめの未然防止に努め、全児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために「さいたま市立土合小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 **【未然防止】**
- 2 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 **【早期発見】**
- 3 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。 **【いじめに対する措置】**
- 4 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、全教職員での共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことを徹底する。 **【いじめに対する措置】**
- 5 被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するため、いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。 **【いじめに対する措置】**

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**けんかやふざけ合いであっても**、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。**いじめが「解消している」状態とは、【いじめに係る行為が止んでいること・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】の2つの要件が満たされていることを指す。**いじめに係る行為が止んでいると判断する**目安期間は少なくとも3か月**を要することとする。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 : 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 : 校長、教頭、教務担当（主幹教諭）、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて、次の関係者を構成員として招集できる。
さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員、PTA会長、民生委員、主任児童委員、育成会長、警察関係者等
- (3) 開催
ア) 定例会（各学期1回程度開催）
イ) 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
ウ) 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
ア) 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
イ) 教職員の共通理解と意識の啓発
ウ) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ) 発見されたいじめ事案への対応
キ) 構成員の決定
ク) 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 : いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 : 児童会長、児童副会長、児童会書記、計画委員、各委員会委員長 4・5・6年代表委員

- (3) 開催 : 各学期1回程度
 (4) 内容
 ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 イ) 話し合いの結果を学校に提言する。
 ウ) 提言した取組を推進する。
 エ) いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、代表委員会(各委員会の委員長と代表委員の会議)を開催する。

V いじめの未然防止(学校いじめ防止プログラム)

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 ○ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- (2) 道徳の時間を通して
 ○ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「B 主に他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要綱に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。
- ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 ○ 「話の聴き方・伝え方について考えよう」、「問題を解決しよう」、「対立を解決しよう」などのロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
 ○ 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に関わる調査結果を生かして
 ○ 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施 : 1年生 11月 2年生 2月 3年生 7月
 4年生 6月 5年生 10月 6年生 6月

5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 ○ 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやタブレット等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 : 6年生 5月

6 人権教育の充実

- 人権教育の年間計画に基づき、人権標語や人権作文に取り組み、人権意識を養う。

7 保護者への啓発

- 学校便り、懇談会等で保護者へいじめ防止への意識を高める。
 ○ 子育て講座を行い、保護者への啓発を図る。

8 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 ○ 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
 ○ 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・ 児童のささいな変化に気付くこと。
 - ・ 気付いた情報を共有すること。
 - ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている。
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる。
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる。
- (5) 登下校 : 独りぼっち、荷物を持たされる。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月、9月、1月(年3回)
※ 必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : ○ アンケートの結果に応じて、児童と面談を行う。
○ 面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。
○ 面談した児童について、担任が記録用紙に記録を取り、学年で取りまとめ後に生徒指導主任に提出する。生徒指導主任は**記録用紙を管理職に確認してもらった後、ファイルに保存**する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

- (1) 年2回、教育相談週間(日)を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか教育相談室の活用

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 6月
- (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、保護者と面談を行う。
面談した内容について、学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 5月(年1回)相談会を行い、情報の共有を図る。
随時情報があれば、情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア : 登下校の様子で気になる児童がいれば情報を共有する。
- (3) 学校運営協議会委員 : 年3回学校運営協議会を行い、情報の共有を図る。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に**報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。**

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、全体の情報を集約し、校長に報告する。校長の組織的な対応の補助を行う。
- 教務主任は、本部担任外の情報を集約する。生徒指導主任、教育相談主任と連携し、関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、事実の確認のため情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担当する学年の児童の情報収集を行い、学年主任に報告する。当該児童を注意深く見守り、サインが見られた際には速やかに担任、学年主任に伝える。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

- 教育相談主任は、生徒指導主任と連携し、教育相談的な情報収集を行い、共通理解を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、保健室来室情報をまとめ情報共有する。児童の心に寄り添い教職員と連携して連絡を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して連絡を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」【法第1号】

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」【法第2号】

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、**学校が把握していない極めて重要な情報である可能性がある**ことから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
 - 授業規律 : すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業改善を行い、いじめを未然に防ぐ。
- (2) 生徒指導・教育相談に関する研修
 - 児童生徒理解など : 気になる児童は、全職員での共通理解を図り、多くの目で児童を見守れる様にする。
- (3) 情報モラル研修 : いじめの温床となる携帯電話やLINEなどについて理解を深め、いじめを未然に防げるようにする。
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ. 回数 年1回(夏季休業中)
 - ウ. 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 : 12 月 頃
- (2) いじめ対策委員会の開催時期 : 6 月 、 2 月
- (3) 校内研修会等の開催時期 : 8 月

※新型コロナウイルスの影響で予定していた内容を変更する場合がありますので、ご承知おきください。